

千葉市介護予防相談事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）の規定に基づき、本市に居住する65歳以上の者に対して、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、介護予防に資することを目的として、千葉市が実施する介護予防相談事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 事業の実施主体は、千葉市とする。

(対象者)

第3 本市に居住する65歳以上の者及びその家族等とする。

(事業内容)

第4 運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、その他健康に関する事項について、個別相談等を実施する。

(実施方法)

第5 実施方法については次のとおりとする。

1 実施場所

市内の各区保健福祉センター、公民館、自治会館等

2 実施担当者

介護予防に関して知識経験を有する、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等

(記録の保存)

第6 実施担当者は、事後の指導助言に役立てるために、相談の内容及び指導、助言の内容等を記録して保存する。

(事業評価)

第7 介護予防相談を受けた者の人数、年齢、相談内容等を分析し、実施方法等の改善に努める。

(留意事項)

第8 実施担当者は、次のことに留意して事業を実施することとする。

1 医療機関、地区組織等の関係機関と十分に調整を図る。

2 介護予防相談は単なる知識の伝達ではなく、自らの生活状況や健康状態を確認することなどを通じて、自らの健康管理に対する主体的な実践を促すよう特に配慮する。

3 職務上知り得た対象者の秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、介護予防相談の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年1月15日より施行する。